

令和4年度千葉県私立高等学校等奨学のための給付金(早期給付)について

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金について、千葉県より案内がありました。以下の要件に該当する世帯で申請を希望する方は、事務室へ書類を取りに来て下さい。

※その際、区分をお伝えください。(対象確認シートA区分またはB区分)

令和4年4月1日時点で以下の要件すべてに該当する世帯

1. 令和4年度4月に入学した新1年生である。
2. 令和3年度の県民税・市町村民税が非課税世帯である。
3. 4月～6月に就学支援金を申請している。
4. 保護者の住民票が千葉県にある。
5. 早期給付を希望する世帯。

※但し、保護者が海外在住の世帯除く

給付額 年額の1/4の額

区分	A… 一人っ子または長男・長女	33,650円
	B… 第2子以降	38,000円

※詳しい区分については、別添の「対象確認シート」をご覧ください。

※残りの残額(3/4)を受給する場合は、7月以降に募集を行いますので
そちらも申請をお願い致します。

手続きについて(該当者)

	I	II	III
令和3年度課税証明書	非課税	課税	非課税
令和4年度課税証明書	課税	非課税	非課税
申請する時期→	今回申請	7月以降に申請	

※令和3年度の都道府県民税・市区町村民税が非課税で、令和4年度が課税の方(上記I)は必ず今回申請して下さい。(この場合年額の1/4のみ受給可能です)

提出締め切り **令和4年6月21日** 期限を過ぎると受給できない場合があります。

※千葉県以外の方については、各道府県にも制度がある場合がありますので
各道府県にお問い合わせ下さい。

「埼玉県 奨学のための給付金 早期給付」で検索下さい。

「茨城県 奨学のための給付金 早期給付」で検索下さい。

東京都は、制度がありません。